

県立学校長 殿

教育庁保健体育課
課長 城間 敏生
(公印省略)
教育庁文化財課
課長 諸見 友重
(公印省略)

警戒レベル第4段階及びまん延防止等重点措置適用指定期間中（4月12日～5月5日）における部活動について（依頼）

本県新型コロナウイルス対策本部会議において警戒レベルが第4段階に引き上げられるとともに、まん延防止等重点措置適用指定地域として本島内9市が指定されております。警戒レベル引き上げに伴い、県立学校における部活動につきましては、感染症拡大防止の観点から慎重な対応をお願いします。活動を行う場合は下記について留意してください。なお、今後、状況に変化があった場合は、対応の変更等、改めて通知します。

記

【部活動の実施にあたって】

- ※ 地域の感染レベル全てにおいて、発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒や指導者等も参加しないよう徹底すること。
- ※ 地域の感染レベル2以上において、同居の家族に風邪の症状がみられる場合も参加しないよう徹底すること。
- 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
- 活動を生徒だけに任せるのではなく、顧問や部活動指導員等が実施状況を把握できる体制をとること。
- 日時や活動内容をあらかじめ生徒や保護者に周知すること。（緊急時の連絡体制の構築）

【全県立学校】

- 1 平日の活動時間は90分以内とすること（個人練習を含む、早朝練習は行わないこと）。土日休日は2時間程度（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）にとどめてください。※活動時間は、校内外問わず1日の総活動時間とします。
- 2 期間中、県内外における、練習試合や合宿等については、行わないこと。
- 3 県内、県外大会参加については、各団体と十分に連携し、学校において慎重に検討すること。

【レベル3②の県立学校】

- 4 土日休日の活動については、行わないこと。但し、6月末迄に九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会を控えている場合に限り、必要最小限の人数で2時間以内とする。
- ※ 合同チームによる部活動も上記のとおりとします。
 - ※ 上記記載（1～4）の事項について厳守願います。
 - ※ 各県立学校の感染レベルについては毎週発出される「県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策等について」及び別紙1-2を確認すること。
 - ※ 地域のスポーツクラブ等に通う生徒については、所属する団体のガイドラインに則り感染症対策を行ってください。

添付資料

- 【別紙】警戒レベル第4段階及びまん延防止等重点措置適用地域指定期間中における部活動実施に係る新型コロナウイルス感染症対策の考え方

問合せ先

運動部活動：県教育庁保健体育課 担当：健康体育班 城田 亮
TEL：866-2726 FAX：862-0472

文化部活動：県教育庁文化財課 担当：管理班 喜屋武 浩
TEL：866-2731 FAX：867-4350

